

事務連絡
平成25年7月9日

関係者各位

農林水産省食料産業局
食品製造卸売課長

食品流通に係る取引の適正化の推進について

貴会及び傘下会員の皆様方におかれましては、日頃から食品の円滑かつ効率的な流通の確保について、特段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

農林水産省としては、従来から、食品の流通に係る取引の適正化を推進するため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日公正取引委員会公表、以下「ガイドライン」という。）を関係業界に周知するなどして、関係法令の遵守をお願いしてきたところであります。

しかしながら、平成25年6月27日に、公正取引委員会から株式会社ヨークベニマル（福島県郡山市）に対し、下請法に違反する行為が認められたとして勧告が行われ（別添1）、また、7月3日には、株式会社ラルズ（北海道札幌市）に対し、独占禁止法に違反する行為を行っていたとして排除措置命令及び課徴金納付命令が行われたところであります。（別添2）

このような行為は、関係法令に違反することはもとより、食品流通に携わる関係者のみならず消費者の信用を失墜させるものであり、誠に遺憾であります。

農林水産省は、改めて、大規模小売業者団体に対し、関係法令に違反する取引が行われることがないように、ガイドライン及び関係法令の一層の周知・遵守の徹底を図り、食品流通に係る適正な取引がなされるよう、傘下会員に対する指導をお願いしたところであります。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員に対して、今回の公正取引委員会の措置について周知していただくとともに、独占禁止法に違反すると思われる取引が見受けられた場合には、引き続き、当課宛にご連絡いただきますよう（または公正取引委員会における独占禁止法等の相談窓口を御利用いただくよう）、周知方お願いいたします。

（問い合わせ先）

農林水産省 食料産業局 食品製造卸売課
総務班 三瓶、古賀

TEL : 03-3502-8111 (内4114)
03-3502-8237 (直通)